第15章 準備書についての環境の保全の 見地からの意見を有する者の意見の概要

第 15 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第 12 条の規定に基づき「(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東 側地区 土地区画整理事業 環境影響評価準備書」の縦覧を以下のとおり実施した。

縦覧期間: 平成 30 年 3 月 27 日 (火) ~平成 30 年 4 月 27 日 (金)

縦覧場所:埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市計画課

川越市環境政策課

狭山市環境課

坂戸市環境政策課

日高市環境課

埼玉県環境影響評価条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 27 日 (火) ~ 5 月 11 日 (金) まで、準備書に対する環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

意見は3通あり、提出された意見は、表 15-1(1)~表 15-1(4)のとおりである。

表 15-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見 (1/4)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見

野鳥の調査について

事前の文献調査において鶴ヶ島で確認される鳥種数が 151 種であったのに、現地調査で 58 種しか 見られなかったというのは明らかに調査不足です。特にフクロウやアオバズクなどの主に夜間活動 する種類が調査結果に含まれていません。もう一度調査をやり直すとともに、現地をよく知る観察 者のデータも調査結果として含めてください。

概要版45ページ

- ・まず準備書の冒頭で残された豊かな自然環境の保全を行うことが明言されております。また、この広大な跡地を開発することで周囲の自然環境との生態系ネットワークが分断されます。埼玉県環境基本計画、埼玉県生物多様性保全戦略、埼玉県広域緑地計画との整合性を計るため、事業所が可能な限り影響を回避するという方法では十分ではありません。現在の建築土木技術力で考えられる限りの手を尽くすべきと考えますので、以下の通り要望します。
- ・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型のみを使用すること。
- ・工事時間は原則として 8 時~17 時とするならば、照明は必要ありません。よって夜間照明は使用しないこと。
- ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう要請することだけでは不十分です。それで事足りるならロードキルは起こりません。減速舗装を施すなど、技術的に速度を出させない対策を行ってください。

表 15-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見 (2/4)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見

水質・水象に対する影響評価について

(1)水質に関する環境保全処置について

水質の保全に関して、造成地の存在・施設の存在の影響に対する環境保全措置についての表記がない。雨水とともに企業地内の石油生成物等が混入した汚水が、調整池に流入してくる可能性がある。そうした水質事故が無いように管理、指導していく必要があると思われる。

(2)水象に関する環境保全処置について

進出企業に対し、地下水の涵養対策を最大限とってもらうよう指導しても、20%近い地下水の減少を招くという評価になっている。当地内の湧水に対する影響は数字以上に大きいと考えられる。湧水が枯れた時のため、深井戸を掘削するなどの対策をとる必要がある。

植物に対する影響評価について

(1) キンラン、ギンラン、サイハイランの保全について

今回、対象事業実施区域において確認された希少種であるキンラン(絶滅危惧Ⅱ類)、ギンラン(埼玉県絶滅危惧Ⅱ類)、サイハイラン(埼玉県準絶滅危惧)については、準備書の中で「残存する樹林へ移植する保全対策を実施する。この保全策を実施することにより、事業の実施に伴う本種への影響は回避できると予測される」としている。しかしこれらのラン科植物は地中の菌根菌と共生関係にあり、この菌根菌から栄養分を受け取って生命を維持している。そのため、移植しても育たないことは広く知られているところである。

従ってこの予測結果は誤りであり、「事業の実施に伴い、本種は消滅する可能性が高い」とすべきである。その上で公園計画地であれば、既存の樹林地をそのまま保存することも含め、対応策を明記することが必要である。

(2)エビネ(準絶滅危惧)の保全について

予測結果において「本種が確認された地点は対象事業実施区域の竹林の水路脇であり、確認地点を含む樹林はできる限り保存される計画になっている。このため事業の実施に伴う本種への影響は極めて小さいと予測される」としている。しかし工事の内容によっては日照条件や湿度、通風、地下水などが変化する可能性があり、これによって少なからず影響を受ける可能性がある。

従って「事業の実施により影響を受ける可能性が大である」とし、計画および施工にあたっては既存の樹林地や水路を極力現状のままに保存し、事業実施後も生育状況のモニタリングを行う必要がある。

(3) クチナシグサ(埼玉県準絶滅危惧)の保全について

予測結果において「残存する樹林もしくは緩衝緑地へ移植する保全対策を実施する。この保全策を実施することにより、事業の実施に伴う本種への影響は回避できると予測される」としている。しかし本種は半寄生植物であり、栽培(移植)は不可能とされている。

従ってこの予測結果は誤りであり、「事業の実施に伴い、本種は消滅する可能性が高い」とすべきである。その上で公園計画地であれば、既存の樹林地をそのまま保存することも含め、対応策を明記することが必要である。

(4)カリガネソウ(埼玉県絶滅危惧 I B類)、ノニガナ(埼玉県準絶滅危惧)の保全について

「残存する樹林等へ移植する保全対策を実施する。この保全策を実施することにより、事業の 実施に伴う本種への影響は回避できると予測される」としている。しかしこれらが確認された場 所は草地であり、従って「事業の実施により影響を受ける可能性が大である」とし、事業計画地 内に草地を創出し、適正な管理を行うことが必要となる。

表 15-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見(3/4)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見

動物種に対する影響評価について

今回の調査は平成29年5月23日~平成30年1月19日にかけて各季節に2日、年間では延べ8日の短期間の調査であった。

結果としては、保全すべき哺乳類としてキュウシュウノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドキツネが、 昆虫に関しては1070種という膨大な種類が報告され、アオヤンマ、マルタンヤンマ、サラサヤン マなどの希少なトンボも記録された。調査された生物種のカテゴリーには若干の偏りも認められた が、調査スタッフの探査能力のスキルの高さが伺える。

(1)キュウシュウノウサギ(埼玉県地帯別危惧種)の保全について

キュウシュウノウサギは、草原環境の喪失によって埼玉県に限らず全国的に減少している種であり、生息が確認されれば積極的に保護しないと、絶滅の可能性のある動物である。

本調査での予測結果は本種の定住を否定し「一時的滞在なので影響は極めて低い」と評価しているが、これは誤りである。その根拠として、文献『鶴ヶ島の動物』には「鶴ヶ島における本種の生息域は限られており、農大跡地を中心とする太田ヶ谷と高倉地区に僅かに残るだけである」と記されており、太田ヶ谷には少ないながら生息の記録がある。また、里山サポートクラブによる逆木ノ池の自然調査時にも、池の淵でウサギの糞が確認されている。それが8日という短期間の調査で生息の痕跡だけでも確認できたことは、「現在においても本種が鶴ヶ島で生息していることを証明するもので大いに歓迎できる」結果と捉えるべきである。

この種は地帯別危惧種で、行政および県民が積極的に保護していかなければ早晩絶滅をたどると推測され、誤った考察から「影響が低い」として放置するのは無責任と考える。生息域の分断が進んでいる現状から、草地の保全やネットワーク化など具体的な対応策が必要である。

(2) ホンドキツネ(埼玉県地帯別危惧種)の保全について

今回、短期調査にも関わらず対象区域で15地点、区域外の2地点(計17地点)で観察された。 さらに巣穴も確認でき、現在も対象区域が繁殖に利用されていることが判明した。「事業により本種の生存の問題が生じる」という予測結果は無視してはならない。

文献『鶴ヶ島の動物』には「キツネは高倉の森や農大敷地内など鶴ヶ島の南・西北端に限られるが、すでに減少傾向がある」と記されていることから、農大敷地を含む太田ヶ谷地区に以前より生息していたものである。

ホンドキツネは埼玉県レッドデータブックでも地帯別危惧種にされている。ホンドキツネに対する県の対応は不十分であると考える。キュウシュウノウサギ同様、暗黙のうちに鶴ヶ島から追い出してしまうのだけは避けたい。

キツネのように比較的広範囲なテリトリーを必要とする動物に対しては、周辺の環境との連携などマクロな視野で考えることが必要だ。鶴ヶ島西部の高倉地区の緑地帯や太田ヶ谷運動公園に繋がるエリアを確保してゆけば、種の保存だけは保たれると考える。

近世西欧諸国が行っているように、野生生物の生存の権利も認めて当該区域を自然保護区とし、 必要最小限の施設(駐車場、トイレ設備、案内板)を設置して、里山環境を基本にした自然公園と するのが最善である。

(3) 昆虫類

今回の調査で1070種の昆虫が確認できたことは驚くべきことであり、当地域が生物多様性に富んだ環境であることが伺える。

調査で発見されたアオヤンマ、マルタンヤンマ、サラサヤンマなどの希少種は葦の生えた湿地を発生源とすることから中央の水源地から続く水脈を発生地として確保することは必須と考えられる。また、周辺の樹林や草地もあわせて保全することが必要である。

予測結果ではこれに変わる遊水地を設置すれば影響は回避できるとしているが、新たに造成する遊水地がこれらのトンボ類に適した環境にできるのか不明のまま移植を論ずるのは乱暴である。また、鶴ヶ島の自然を守る会では鶴ヶ島運動公園を含む太田ヶ谷地区のトンボ観察を 10 数年来続けているが、アオヤンマを観察したことはなく、運動公園の池で発生しているという推測も誤りである。

表 15-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見 (4/4)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見

生態系に対する影響評価について

(1) 現存する遊水池の埋立てについて

昨年、大谷川源流の会で行った遊水池の水生生物調査で、タモロコ、モツゴのほか多数のスジェビの生息を確認した。コンクリートで囲まれた環境だが、牛糞が流入しなくなったことで生息環境が改善されていることが分かった。また、外来生物であるがタイリクバラタナゴが捕獲されたことから、カラス貝やヨシノボリなどの生息の可能性も考えられ、タナゴが生息できる生態系が存在していることも確認できた。遊水池の埋立て・移設に際しては、現存する生態系を可能な限り継続できるように、配慮する必要がある。

(2)新たな遊水池の創出について

上流側に新たに掘削する遊水池は、形状的には市内の逆木ノ池の遊水池が参考になると思われるが、単に掘削したところに湧水が溜まっただけでは、生態系の復活には長い時間がかかる。専門的な知見の元に、慎重に移設作業を行う必要がある。また、多様な生態系を創出するため、現存の遊水池近くに、周りを木々に囲まれた小形の湧水池を掘削していただきたい。

(3)樹木の植栽について

植栽樹木については、すべてを業者に任せず、一部に当該地に生育しているクヌギ、コナラ、ヤマザクラの幼木を採取して、育成したものを使用することを提案したい。

(4) 道路建設に関する環境保全措置について

当該地には、ホンド狐、ホンドタヌキなどの動物が生息していることが確認された。これらの動物の移動時にロードキルに合わないように、道路建設に際し設計上、最新の配慮が必要と思われる。柵の配置、移動のための地下道の配置等の環境保全措置をお願いしたい。